

帝国教育会英語教授法研究部の成立

西原雅博*

The Making of the English Teachers' Association in the Imperial Educational Society

NISHIHARA Masahiro*

The aim of this paper is to clarify the process in which the English Teachers' Association was established within the Imperial Educational Society. It also focuses on a historical overview of the Society, with a view to identifying its fundamental nature as a professional teacher organisation.

The Imperial Educational Society had assumed its supportive nature in terms of the Meiji government's educational policy, the role of central intelligence for educational information towards local educational groups, and its revolutionary nature towards the reform efforts, suggesting its influential sources of power over Japan's educational circle at large.

Ironically, however, the foundation of a central organisation for seeking an interested English teaching method as such had made even more apparent the multi-layered difficulties, including the reactions against, for instance, the potential threat to what had traditionally constituted teacher professionalism, and to the Association's assumption in favour of the natural orientation in modern language teaching. Thus, the English Teachers' Association had been born out of passionate welcomes but such a mixture of conflicts, as well, and diversity in the ways in which English should be looked at did still exist among individual professionals during the Meiji 30's.

KEY WORD: English Teaching, The English Teachers' Association, Diversity, Late Meiji

1. はじめに

本研究の目的は、帝国教育会内に創設された英語教授法研究部で試みられた諸活動の全貌を明らかにして、その活動が果たした役割を明治期英語教授法成立過程の特質解明の観点から考察することであるが、これに先立って、本稿では、帝国教育会成立の史的概観とそれに付与された性格、及び、英語教授法研究部の成立事情と周辺の反応といった点を明らかにしておきたい。英語教授法研究部は、明治35(1902)年11月9日、「英語」の「教授法」の改革を通して教授の効果を高めるという明確な目的を持って成立した。一方、その母体である帝国教育会は、明治29(1896)年、当時日本で唯一の全国組織の教師職能集団として

発足し、地方の教育会に対して中央の知識集団としての影響力を行使していた。したがって、英語教授法研究部が地方へ向けて発信する英語教授法改革構想もまた、明治公教育としての中学校の英語教授法を方向づける影響力でありえたと考えることができる。

英語教授法研究部についての総括的な研究は竹中(2007)においてなされている。そこでは、『中外英字新聞』を主な資料としてその成立の経緯の解明が試みられているが、そこで何が行われ、それが明治期の英語教授法成立過程においてどのような役割を担ったか等については触れられていない。本稿では、その成立過程にみられる英語教授法に関する議論の解明に焦点化するものである。さらに、ここでは帝国教育会が自ら刊行していた機関誌『教育公報』を活用して資料的補強を試みる。上述の『中外英字新聞』の他、『英語青年』等、英語教授法研究部内の議論に関する情報を与えて

* 一般教養科英語

e-mail: nisihara@nc-toyama.ac.jp

くれる資料は複数存在するが、それらは活動の一部の抜粋あるいは要約であり、さらには、編集者の主観的な批評に終始することが多い。この点で、『教育公報』は活動の詳細を筆記記録という形式で客観的に教えてくれる資料である。このように、本研究は、明治期国家公認の英語教授法確立過程における帝国教育会英語教授法研究部の意義を考察するという目的に加えて、帝国教育会が編集していた機関誌『教育公報』を新たな資料として英語教授法研究部における明治期日本の中学校の英語教授法改革の試みの全貌を明らかにすることを目的とするものである。

2. 帝国教育会と機関誌『教育公報』

英語教授実践への影響力、規定力という観点から英語教授法研究部の役割を正確に理解するためには、まず、帝国教育会とその機関誌『教育公報』の成立経緯及びそれらの性格について歴史的な把握を行う必要があるだろう。

帝国教育会は、明治 29 (1896) 年 12 月に設立され、2 度の会名変更を経て、昭和 23 (1948) 年まで継続した小学校から大学までの教員のための職能集団であった。その起源は明治 5 (1872) 年の「学制」発布のころまで遡るといわれる。当時東京府下の教員たちは学制が要求する教育を実践に具体化させようと模索を開始していた。『帝国教育会五十年史』によると、その頃の東京には、すでに 2 つの教員組織があり、ともに新しい近代教育の実現に向けて継続的な努力を重ねていた。ひとつは、明治 11 (1878) 年 12 月東京府関係の各学校教員を会員として発足した「東京教育会」であり、他方は、明治 12 (1879) 年に学習院在職教員等を会員とする「東京教育協会」であった¹。しかし、いずれも活動が微々として振るわずにいたこれらの教員組織は両者合併して、明治 15 (1882) 年 5 月、「東京教育学会」となる²。この東京教育学会が後の帝国教育会の母体といえるものである。そして、それだけでは彼らの活動範囲が東京の地域内に限定されて思うような発展がで

きないと感じられ、その影響力の範囲を東京府から全国に及ぼすことを前提として、アメリカの NEA (National Educational Association) なども視野に入れた全国規模の教員集団の組織化を決定した³。すなわち、明治 16 (1883) 年、東京教育学会は「大日本教育会」へと再編され、全国から会員を募った。こうして、同年 9 月 9 日創立発会式を挙げるにいたる⁴。この大日本教育会が、日本初の全国規模の教員組織である。

大日本教育会は、13 年間継続した後、明治 29 (1896) 年 12 月 20 日臨時総集会において、会名を「帝国教育会」へと改めた。改名の趣旨は、「蓋し、時の勢ひにつれて本会が真に我が国教育社会の中央機関としてその使命を果たさんが為には、更に大いに広く天下に同志を糾合するの必要を感じ、敢へて従来の伝統的な会名を捨て、以て新しき同志を広く招き容るべく寛弘の意志を表明したものである」(帝国教育会 1933: 67) とされ、帝国教育会が「中央機関」であることの自覚、その自覚に立って今後の活動を拡大させようとする決意が改名の背景にあったことを知ることができる。そして、その 5 日後、明治 23 (1890) 年に成立していた伊沢修二を会長とするもうひとつの全国規模の教員組織「国家教育社」を併合し⁵、こうして、帝国教育会は日本唯一の全国規模の教員組織となるのであり、後には一時は 4,000 人以上の会員を擁しつつ⁶、昭和 23 (1948) 年まで継続する。

一方、機関誌『教育公報』の誕生にかかる意義についてふれておかなければならない。『教育公報』は、帝国教育会が成立する 1 ヶ月前の明治 29 (1896) 年 11 月、『大日本教育会雑誌』の後継誌として刊行が始まった。木戸若雄は『大日本教育会雑誌』について、その分量の豊富さと一流の執筆人からして、数多くある教育雑誌の中でもすでに「形式内容ともに第一流」(木戸 1990: 20-21) であったと評している。にもかかわらず、なぜ『教育公報』へと刷新される必要があったのか。これについては、明治中期以降における日本と国際社会との関係、及び、国内諸環境の変化を考慮しなければならぬ。

すなわち、『教育公報』の創刊号第 1 ページの「会告」欄には、『教育公報』は「…大ニ其誌面ヲ更メテ従前ノ二倍以上ノ記事ヲ掲載シ得ルコトトナシ其記事ハ務メテ教育上須要ノ事項ヲ採録シ且汎ク海外教育ノ実況ヲ網羅シ以テ大ニ会員諸君ノ参考ニ供セントス…」(帝国教育会 1896: 1) と宣言している。このような、教育情報を広く海外に求めるといふ帝国教育会の姿勢は、日清戦争(明治 27 - 28 年)の勝利によって生じていた。すなわち、「日清戦役を経て国民的自覚に一段の深化を見、国家主義的思想は従来の精神的抽象的な愛国主義に一步を進めて實際的傾向を加へ、今や国を挙げて、現実に世界的国際生活の舞台上に国威を維持伸張するには如何にせばよろしきやの問題に到着した」(帝国教育会 1933: 61) ことに対応したものであった。中野光も、『教育公報』の成立の根拠として、「たしかに、日清戦争後の日本教育は好むと好まざるとにかかわらず国際的動向の中でそのあり方を問いつづけながら進動していかざるをえない状況におかれていた。…客観的にはさらに視野をひろげつつ脱皮する必要に迫られていたことは想像に難くない」(中野 1984: 167) としているが、事実、明治 29 (1896) 年から明治 30 (1897) 年までの 1 年間に『教育公報』に掲載された海外の教育情報に関する記事の数は 104 編にまで増加し、これらはドイツ、アメリカ、イギリス、フランスを中心に 17 カ国を網羅していた⁷。こうして、帝国教育会は、日清戦争以降の日本の国際社会との関係変化を背景として、明治日本における全国規模の中央教育組織としての位置づけを強化しつつ、『教育公報』の発刊を通して世界的視野を持って教育情報を広く海外に求める教育会として出発していた。

3. 帝国教育会の性格

3.1 明治政府の翼賛的性格

こうして成立した帝国教育会は、いかなる性格をもつ教員組織であったのか。ここでは、以下の 3 つの特質を指摘しておかねばならない。それら

は、地方中学校を含む他の諸学校における教育実践を規定、限定する影響力を示唆するものであるからである。特質の第一は、帝国教育会が、文部省の策定する教育政策を支持する役割を果たす性格を付与されていた点である。このことは、明治 16 (1883) 年 9 月 9 日に行われた大日本教育会第一回発会式における文部大書記官(当時)辻新次の祝辞に明確に示されている。辻は、「…大日本教育会ト改称シテ我政府ノ学政ヲ翼賛シテ全国教育ノ普及改良及ヒ上進ヲ図リ以テ同志諸君ト共ニ各応分ノ義務ヲ為サントセシ…凡ソ社会ノ事タル政府ノ施設周到ニシテ遣ス所ナシト雖モ臣民タル者モ亦各其ノ分ニ応シテ政府ノ施設ヲ補翼シ以テ世上一般ノ利益ヲ図ラスハアルヘカラス」(帝国教育会 1933: 13) と宣言して、明治政府と帝国教育会との関係をその「政府翼賛」と位置づける。しかも、臣民との関係においても「補翼」する者であると位置づけ、この文部省翼賛活動は個々人の努力だけではどうにもならない、したがって、「必スヤ衆人ノ相会同スルヲ要ストスルナリ」(同上: 13) として会の集合的「政府翼賛機関」としての意義を確認している。

また、同年 12 月に行われた祝宴会の席上で、大日本教育会名誉会員だった文部卿福岡孝弟は祝辞を述べて、「夫本会は官民の間に立ち上り政府教育の意を体し、下も公衆の為に学事改良方法を講じ以て両ながら其宜しきを得て相貫通和調する所あらしめ大に将来善美の好果を図らんとする者なるべし」(同上: 15-16) とし、会が「政府教育の意」を体現することを通して、臣民一般の教育改良につなげる、その仲介者という把握を示している。さらに、これに対して辻新次副会長は、「然れども自ら集結の力を牢固にするも之を保護庇蔭するもの無き時は或は転倒蹉躓の憂ひ免れず是れ亦我が文部省に対して懇願するに非ざれば將た誰に就きてか之を求めんや」(同上: 16) と答辞を返し、文部省からの保護を願い出ているのである。こうして、帝国教育会の前身である大日本教育会を文部省の教育政策の翼賛機関とみる文部官僚辻や福岡文部卿の意向は、「大日本教育会規則」の第一条

にみることができる。すなわち、「第一條 本会ノ目的ハ同志結合シテ我邦教育ノ普及改良及ビ上進ヲ図リ併セテ教育上ノ施政ヲ翼賛スルニアリ」(同上: 18)。

このような帝国教育会の性格は、明治4(1871)年文部省設置後に出任して以来11名の長官に使い、一時は「文部省の辻か、辻の文部省か」とまでいわれ、17年間帝国教育会長を務めた辻新次の文部官僚として長い経歴によって実現した面も指摘すべきであろう。帝国教育会会長に辻が就任したことの意味について坂本恵理は、「文部省によく顔のきく官歴の高い人を帝国教育会の会長に掲げることは、政府との関係を円滑に保つ上でもっとも重要な役割を果たしたといえよう」(中野 1984: 155)と述べる。明治政府と帝国教育会との持続的な友好関係は、会長辻個人の文部省における経歴によっても維持されていた。

3.2 地方教育会に対する主導的性格

帝国教育会の性格の第二は、地方の教員組織に対する中心的主導的存在としての性格である。明治29(1896)年12月に成立した「帝国教育会会則」の第一条によれば、「第一條 本会ハ我国教育社会ノ中央機関トナリ教育ノ普及改良及ビ上進ヲ図ルコトヲ目的トス」(中野 1984: 148)として、帝国教育会が「教育社会の中央機関」を目指すことを宣言している。「中央機関」となれば、当然、地方に「支会」を設けることも想定されていた。同会則第三条では、「第三條 本会ハ地方ニ支会ヲ置クコトアルベシ 但支会ニ関スル規定ハ会長之ヲ定ム」(帝国教育会 1933: 68)となっており、これらは帝国教育会と地方支会とのヒエラルキー的關係を持つとするビジョンを示唆している。

また、その他の地方教育会との関係については、明治30(1897)年4月15日、初代会長に就任した近衛篤麿が横浜市教育会総集會での演説において、次のように述べていた。帝国教育会と伊沢修二の国家教育社が合併して、「そこで中央機関と云ふ様な姿の者は一つになったけれども、地方に於ける各府県教育会と云ふ者は、少しも關係が無い

と云ふ様な姿であつては、是亦矢張り兩会を合併した所の本旨に違ふ訳である。それで其改正の規則には自ら中央機関を以て任すると云ふことを書いたのであります。… 即ち帝国教育会と云ふ者は… 各府県にある所の教育会と出来る丈の連絡を付けて、… 其紹介者となつて中央の機関となつて、教育上に有益なることを考へ出した時には、之を又各府県の教育会にも通ずると云ふ様なことにしたならば、余程教育の上に裨益を与へるであらうと云ふ考へでありまして、…」(近衛 1897: 13-14)と述べて、会則において中央機関宣言をしたものの、地方教育会との連絡の今の状態は不本意であることを表明している。そして、各府県教育会と連絡体制を作りたいこと、かつ、帝国教育会が「教育上に有益なること」を案出した場合は地方教育会へ伝達する、そういう関係性を地方との間で築きたいという意志が明らかである。この演説での近衛会長の口調は穏やか、かつ、慎重である。聴衆へ威圧的な印象を与えることを避けようとしたのだろうが、しかし、本心には帝国教育会こそが主導的役割を担うべきであるというものがあつた。

というのも、全国の教育会を束ねようという意欲の背景には、間近にせまった条約改正とその結果想定される教育改革への準備に迅速に対応したい中央政府の意向もあつたからである。すなわち、「それでさう云ふ場合の準備に付きまして、能く当局者の趣旨を一般に普及せしむる様、条約改正の実施になつた暁にも決して差支なく教育上の發達と云ふことが行はれ得る、様にと云ふことは、是は即ち各地に成立つて居る所の其教育会と云ふ者の責任であるだらうと考へるのであります、それが前に申した通り個々別々に分れて居ると云ふ様なことであつては、十分に關係の付け方が六ヶしいと思ひますから、それで帝国教育会と云ふ者は是れから益々さう云ふ方に力を入れて、… 兎に角各地の教育会と連絡を付けて置くと云ふことが必要であると云ふので、さう云ふ改正をしたのであります。」(同上: 14)

以上のように、帝国教育会は発足当時から文部

省と親和的な関係を構築しつつ、世界情勢との関連を常に意識した教育改革への対応を念頭に、中央から地方への中央集権化を進める役割を果たそうとしていた。

ところが、明治 31 (1898) 年 11 月に、上述の「帝国教育会会則」に大幅な改正が加えられ、第一条が「帝国教育会ハ帝国教育社会ノ共同機関トナリ教育ノ普及改良ヲ図ルヲ以テ目的トス(傍線は筆者)」と修正された。これとともに「支会」設置に関する会則第三条も削除され、「代わって地方教育会との「同盟」による「教育会議」の構想⁸が打ち出された。この「同盟」とは「形式的には対等であるものの、実際の運営においてはそれぞれが固有の役割を果たすことを意味した」(中野 1984: 149)。地方教育会との関係は、上意下達志向からより対等なものへ、地方教育会の固有の役割を承認するものへと変更されたのである。

「共同機関」となった帝国教育会ではあったが、全国規模の会員を有した中心的教育団体として、依然として、日本教育に関心を寄せる教育家たちにとって影響力のある存在であったことには変わりはない。多様な教育研究活動を遂行し、機関誌『教育公報』の刊行を通して国内外の幅広い教育情報を提供し続けたのである。こうして、その評価は今日でも、「… 戦前・戦中の「帝国教育会」は … 最大の教師の職能団体として、その影響力は絶大なものがあり、またその存在は、教育史像を描く際、無視しえない位置をもっています」(同上: 刊行にあたって)とされており、『教育公報』についても、数ある教育雑誌のなかでも「全国的に影響力をもっていた有力雑誌の一つであった。それだけに貴重な価値のある教育資料である」(同上: 監修にあたって)と評されている。

3.3 教育改革の性格

最後に、帝国教育会の第三の性格として重要なことは、それが明治 29 年の発会以降、「教育改革を志向する研究団体的性格を次第に強めていく」(同上: 178) ことである。帝国教育会の教育情報発信地としての業務は、機関誌『教育公報』の出

版活動の他、種々の調査部会における研究・調査活動、小中学校教員を対象にした夏冬の講習会の開催、国内外の学者を招いての学術講談会の開催、附設した中等教員講習所での各教科 2 ヶ年の中等教員養成講習⁹、さらには、書籍館の運営も行っている。

菅原亮芳は、『教育公報』の記事内容の変遷を、発刊された時代を 3 つの時期にわけて分析し、帝国教育会の性格の変化として考察している。すなわち、「第一期は、教育・学術上の論稿が比較的重きをなしていた時期、第二期はこれに加えて、会の活動や性格を強く打ち出し、内外の情報を提供することにつとめ、内容の充実した時期、そして、第三期は、帝国教育会および「官」・「民」双方の「広報」誌的役割を強めた」(中野 1984: 177) 時期としている。少し詳しく見ていきたい。第一期は、明治 29 年 11 月から明治 32 年 3 月であり、その間に掲載された注目される論考として西園寺公望の世界主義の主張、中川小十郎の社会主義と教育に関する論文、近衛篤磨や成瀬仁蔵の女子教育振興策、さらには、伊沢修二や町田則文の台湾植民地教育への関心、学生の風紀問題などが取り上げられている¹⁰。このように、この時期には学術的論稿が目立っていた。

ところが、第二期(明治 32 年 4 月から明治 37 年 5 月)になると、帝国教育会内の活動状況の詳細を伝える性格が強まると同時に、各地方教育会の活動も掲載されるようになり、各地方教育会の情報センター的役割を明確にしていく¹¹。さらに、帝国教育会の活動状況を『教育公報』がよりいっそう反映するようになるのは、当時の教育問題の研究・調査のために次々と会内に設置されていった各種の調査部会¹²の活動実績の紹介が始まる明治 32 (1899) 年 11 月号以降と一致するとされている¹³。このことは、この当時の帝国教育会が教育の諸課題に対して独自の改革意見を形成する性格を強く持ち始めていることを示している。これらの調査部会の活動実績の記録は、「会報」欄を通して読者へと提供された。

以上、帝国教育会の性格をその教育政策の教育

実践への影響力という観点に絞って抽出した。それらは、第一に明治政府の教育政策遂行の翼賛機関という性格、第二に地方教育会に対する主導志向的性格、そして、第三に明治 30 年代以降の教育改革的性格、の 3 つであった。こうして、帝国教育会は日本の教育社会全般に対して、教育知識発信のセンターとなった。このことは、英語教授法研究部が、明治公教育が採用すべき英語教授法とは何かという模索においても、重要な情報源として機能したことを推察させるのである。次章では、その英語教授法研究部の成立にかかる経緯、及び、その当時の周辺の反応について考察し、英語教授法研究部はいかなる期待を担って成立したのかを検討しよう。

4. 英語教授法研究部の成立

4.1 英語教授法研究部成立の経緯

明治 35 (1902) 年 7 月 5 日、帝国教育会の講堂で 2 人の外国語教育研究者による英語教授法についての講話が行われた。この講演会が結果的に、英語教授法研究部設立の契機となるのであるが、この講話は大盛況で、『教育公報』は「当日招待に応じて来会せる内外の紳士淑女参聴者を併せて無慮六百有余名満場立錫の地なき程なりき」(帝国教育会 1902h: 48) と伝え、『中外英字新聞』では「来会者は内外人にて凡そ一千名満場立錫の地なき程にて近来の盛会なりし。知るべし如何に世人が英語教授法の問題に注意するの深きかを」(磯辺 1902b: 179) と伝えている。帝国教育会での英語教授法についての演説会は、大日本教育会時代の明治 20 (1887) 年 4 月 9~10 日の第四回総集会で、鶴橋国太郎による「英語ノ要用及教授法改良二関スル演説」が¹⁴、また同年 7 月ごろにドイツの大学教師 Emil Hausknecht が来日し東京府下の諸学校視察後、英語授業に関する改良案を提示している¹⁵が、この度の講話は「特に英語の教授法に関し斯の如き盛大なる公開演説のありしは今回を以て嚆矢とす」(同上: 180) るものであった。そして、講話の結果について、『英語青年』が「It was

a highly successful affair, and the hall of the association was literally crammed by an eager audience among whom a fair sprinkling of foreigners of both sexes was seen, as also a member of Japanese ladies' (英語青年 1902: 16) と伝えており、この講話が英語教授に関わる教師たちがいかに熱烈に歓迎され、注目されたかを窺い知ることができる。

講話者の一人神田乃武は、明治 33 (1900) 年 5 月から明治 34 (1901) 年 12 月まで英語教授法研究目的で文部省留学生としてヨーロッパへ派遣された最初の英語教師であった。神田の講演は、その留学中に訪れたアメリカ合衆国、ロシア、インドを含む 19 のヨーロッパ諸国等で目撃した近代語教授実践のうちドイツを取り上げ、実科学校 (Realschule) を中心とした英語の授業参観報告を行っている¹⁶。

しかし、英語教授法研究部設立の契機を作ったのは、もう一人の演説者、イギリスの著名な教育者 E. P. Hughes 女史¹⁷の方だった。Hughes は日本での教育視察旅行を終え、帰国前に帝国教育会での講演を依頼されていた¹⁸。Hughes の講演内容は日本における英語教授法改革への提案であるが、その内容は大きくふたつの主張から構成されていた。「教授の方法に付て七個條の要用の点」、及び、「特別の改良法」である¹⁹。

この後者、すなわち、「特別の改良法」というのが、「七個條の要用の点」をどう実際化していくのかにふれた部分であり、それが、英語教員が定期的に集まって会合を開くという提案だったのである。Hughes は提案する、「それではどうしたらよいか、英語の教授法を改良すると云ふやうな目的の会を起すことは如何であらうかと云ふのであります … 且つ此会が日本に於ける英語教員の中央団体—中心と云ふやうな者になれば結構であると思ひます」(Hughes 1902: 24)。

Hughes がこの提案を通して想い描いていたものは、第一に、「先づ日本の各地に散乱して居ります熱心な考へ深い教師を一の団体に結び付ける事」(同上: 24) であった。ひとり一人の努力が合

体することで相乗効果が期待できるのであり、例えば、教師たちの創意工夫による効果的な教授法や、最新の書物や優れた教師の情報を交換する、英語教授の現場の問題を議論する、海外から専門家を招聘するなどのことを提案している²⁰。

第二に、「相互ひに助け合ふ互ひから学ぶと云ふことが非常に大いなる助けとなると云ふこと」(同上: 25)であった。第一の点で挙げたような活動を通して、現場の教師の孤立を克服して、互いの間に共感の情を生じさせ互いを励ましあう関係をつくることが重要であるということである。

Hughes は、日本の公立学校、私立学校、キリスト教学校、さらに、女学校がそれぞれに孤立している状況が顕著であることを念頭においていた²¹。

さらに、Hughes の提案では、この会が当局者へ意見する団体になることも望んでいた²²。例えば、文部省等当局者の訓令に対して教師が納得し難い場合は中央の教育組織として、文部省へ対案を提出することが重要だと指摘している。Hughes の構想はこのように壮大であり、実際彼女が構想した会とは、文部省とは一線を画した自立した教師集団であった²³。

Hughes のこれらの提案は、会長辻新次や多くの聴衆の心を大きく揺さぶった。彼女の講話が終ると、辻は中等教員養成が立ち遅れている現状、その対応策として帝国教育会ではこの年9月から「中等教員講習所」を開設しそこで英語教員講習も行うことを公表した後で、Hughes の提案が「英語教授法研究の事は本会に於ては出来るだけ研究を致して見たいと云ふ考でございます」(帝国教育会 1902d: 51)というかつてからの希望と重なることを強調しつつ、機会の必要性を聴衆に強く呼びかけた²⁴。辻のアピールは、聴衆から多くの賛同を引き出すことに成功する。辻の挨拶の直後、講演者であった学習院教授神田乃武は「… 英語教授法研究の会を設けると云ふことは、私は固より賛成であるのです、其の必要は今日感じたことではない、昔から感じて居るのである」(同上: 52)といい、国民英学会磯辺弥一郎も「… 英語教員のために何か会を設けると云ふミス、ヒューズの説

は、甚だ今日日本に於て適切のこと、思ひます、… ご承知の通り日本に於ては英語は盛んでありますが如何にも群雄割拠の有様で各先生方が各々門戸を張って交通する機関がありませんのは、甚だ英語教師に付て慨嘆すべきこと、思つて居ります」(同上: 52)とあいついで会設立への賛同を表明した。さらに続いて、東京高等師範学校教師 M. C. Leonard, 東京高等商業学校教師 Howard Swan, 学習院教授石川角次郎も設立賛成の演説を行った。東京高等師範学校教授の熊本謙二郎は、辻会長、神田、磯辺、女子英学塾の津田梅子に委員として組織作りを早速要請した²⁵。

こうして、英語教授法研究部の設立までには多くの時間を要しなかった。Hughes の提案から 8 日後の明治 35 (1902) 年 7 月 13 日、会長の辻、神田、磯辺、熊本、津田以上 5 名の委員で協議会を開き、「本会内に英語教授法研究部を置くことを決定し且つ其の規程案等を定め評議委員会の評決を経ることに決議」(帝国教育会 1902e: 33)した後、同月 21 日、帝国教育会は評議委員会の中で、「一、外国語教授法研究部設置の件を決し先づ英語教授法の研究に着手することとし、其の規程立案及役員を選定等は会長に一任せり」(帝国教育会 1902f: 33)ということとなった。これを受けて、5 人の委員たちは同年 10 月 2 日、協議会において規程案をまとめた²⁶。そして、ついに、11 月 9 日、英語教授法研究部設置に関する有志の会合が 86 名の出席のもと開かれ、規程案が修正なく承認され、ここに正式に「帝国教育会外国語教授法研究部」²⁷は成立した²⁸。

「帝国教育会外国語教授法研究部規程」は全六条より成るが、「第一條 本会の外国語教授法研究部は外国語教授法の改良進歩を計るを以て目的とす」として、会が「教授法」の改革に主力を注ぐこと、及び、「第二條 本会は前條の目的を達する為め先づ英語教授法研究部を設置す」であり、「英語」に焦点化することが確認されている²⁹。明治 35 年 11 月 19 日、会長辻は、上述の 5 名に加えて、東京外国語学校教授浅田栄次、同教授村井知至、立教中学校校長元田作之進の 3 名を幹事に任

命し、辻のもと、7名の幹事、34名（幹事を含む）の常議員からなる英語教授法研究部の体制を整えた³⁰。こうして、Hughesの提案からわずか4ヶ月余り後の明治35（1902）年11月9日、英語教授法研究部は発足するのである。

4.2 英語教授法研究部設立をめぐる反応

以上、帝国教育会英語教授法研究部の成立の経緯を史実に即して概観した。同研究部における諸活動内容の分析に移る前に、ここで、成立の背景にあった明治期の英語教授状況、及び、設立にあたっての英語教授関係者有志の反応についてふれておきたい。英語教授法研究部の役割を把握する際に有効であると考えられるからである。設立に際しては、一方には、本論でも紹介したように、設立を強く望む多くの人々がいた。下で述べるように、そこには当時の英語教授改革要求という背景が存していた。しかし、他方では設立を快く受け取らない人々の一群もあったのである。この節では、当時の英語教授界の意見の多様性を理解するために、上記の諸点について整理しておきたい。

まず、英語教授法研究部が設立された明治中後期における英語教授状況についてである。その特徴は、従来から指摘が多かった不完全な英語教授環境、及び、中学校における英語教授の不十分な成果、そして、この状況に対する教育行政者の対応が急展開する時期であった点である。当時、会長辻新次自身が十分に自覚していたように、英語教師を含む中等教員の供給が現状に対して間に合っておらず、教員養成機能を有する機関の増設が要請されていた。そして、教員養成の拡充が具体的に意味したことは、いかなる教授法を教師に与えるか、いかなる教授法が中学生に最もふさわしいかの方向性を見出すことであった。

このような文脈の中で、明治35（1902）年という時期は画期であった。自然教授法（ナチュラル・メソッド）の先駆的唱道者のひとり Francis Gouin の後継者 Howard Swan が、神田乃武から招聘されて文部省主催の夏期講習会の英語講師を務めたのが明治35（1902）年7月から8月のこ

とであった。同年10月、神田自身も学習院英語科において自然教授法に基づいた授業実践の実験を開始した。同じ10月、広島高等師範学校が、東京高等師範学校につづく第二の高等師範学校として中等教員養成のために開学した。東京帝国大学や他の官立高等学校内にも2年間の速成教育で養成する「臨時教員養成所」が設置され、両高等師範学校の教員養成機能を補完し教員供給を促進させた。そして、これらの教育行政を主導したのが、明治35（1902）年4月1日施行の文部省訓令「中学校教授要目」の発表であった。この訓令は、中学校の性格を本格的に確立させた明治32（1899）年改正の「中学校令」に基づいて中学校の各教科目の教授を方向づけた、中学校の教授について初めて成立した要目であり³¹、地方中学校に対してこれに準じた教授細目の作成を指示していた。帝国教育会英語教授法研究部は、以上のような英語教授環境整備の中でも、英語教授法の改造という角度から対応を試みたものとして理解することが出来る。

しかしながら、英語教授法改造を要請するこうした背景があった一方で、英語教授法研究部設立そのものに対する一部の関係者の反応は複雑だった。例えば、明治36（1903）年1月15日号の『中外英字新聞』は、「世人は或ひは此運動が一外国婦人の勧告に出でしやうに思惟し不快の念を抱く国粹保存者流あるやう聞けども。是れ思はざるの甚だしきなり。」（磯辺1903: 10）といった記事を報じている。これは外国人 Hughes から偶然に出た提案に殺到する聴衆の態度を軽率だとして不快感を表明した人々がいたことを教えてくれる記事であるが、これに対して同新聞の編集者磯辺弥一郎は、「…事の起るは起るの日に在らずして遠く其以前に在り。ミスヒューズの演説如何に有力なりとも各々其位置境遇を異にし意見感情を異にする多数の英語教員を斯く容易に鳩合せしめんことは困難なりしならむ」（同上: 10）として、会設立がただ Hughes の演説という外圧によるものではないと反論する。では、何が真の動因なのか。磯辺は言う、「蓋し我国の英学は正さに反省の時期に入

りたるなり。総合の時期に進みたるなり。従来多くの年月を費やし幾多の苦心工夫を費やしたるにも係らず実際に顕はれたる結果は如何にと云ふに少しも満足すべき成績を得ず。是に於てか当局者は惑はざるを得ず反省せざるを得ず。惑ふて而して反省したる結果群雄割拠否な孤立の益なくして共同の必要なる所以を覺とり来りたる間に。恰かもミスヒューズの勧告が投合せしなり。此故に英語教授法研究部の起れるは寧ろ他働的にあらずして自働的なり。外発にあらずして内発の運動なり」(同上: 10)。

英語教授法研究部の幹事でもある磯辺の弁であるが、日本の英語教授界はすでに「反省の時期」、「総合の時期」なのであり、機は熟していた、だから会の成立は「内発の運動」の結果なのだ、と説く。しかし、その彼においても同研究部の将来は悲観的に映った。設立当時の紛糾の様子を、次のような記事の中で吐露していたことから、そのことが推察される。「兎に角此英語教員協会は成立したり。顧ふに前途に横はる障碍は多々あらむ。… 勿論此研究部の部員たるは官立学校の教員あり私立学校の教員あり学者だけに皆夫々自家の見識あり自ら標示するところ高き人々なれば一堂の下に相会して交譲和衷することは随分困難なるべし」(磯辺 1902a: 264)。

前述した磯辺の会設立賛同の趣旨にも明らかのように、当時の英語教師たちは自己の信念にしたがった自由な英語教授を行っていた。そのような専門家教師にとっては、英語教師が交流するための会の必要性は腑に落ちるものではなかったといえよう。しかし、理由はそれだけではなかったのではないか。すなわち、神田乃武の西洋近代語教授の実情に関する講話にも、会設立の発端となった Hughes の主張にも、近代語教授への傾斜、話すこと・聞くことの重視といった日本の外国語教授の伝統と対決する立場が表明されていた。再び先の磯辺の設立賛同表明演説においても、イギリスの教師団体「モダルランゲージアソシエーション英国近世語学協会」を引き合いに出して、それがいかに近代語教授法の研究に主力を注いでい

るか、近代語が商業上外交上いかに重要であるか、いかに外国語教師の交流の促進に寄与しているかを力説している³²。英語教授法研究の会が当初よりこうした志向性を前提として出発することに対する不快感というのものも、「自家も見識あり自ら標示するところ高き」教師たちの間に醸成されていたのではないか。この点については、今後研究部における具体的な活動の検討を通して確認するつもりである。

磯辺は英語教授法研究部が英学界の権威へと育つことへの期待を、『中外英字新聞』の中で「互ひに知見実験を交換し終には此会の意見が斯学に於ける一個のオウソリチーと世人に重んぜられ行く々々は文部当局者を動かすに至らんこと我輩の切に祈る所なり」(同上: 264) と述べているが、文字通り、祈るような気持ちで書いたにちがいない。

5. まとめ

本稿では、帝国教育会英語教授法研究部における英語教授法調査の成果が、明治期公教育における英語教授法確立過程の中にどう位置づくのかの分析を目的として、まず、母体である帝国教育会の性格、及び、英語教授法研究部設立の経緯を明らかにした。帝国教育会は、全国に会員を有する全国組織として教育に関する種々の調査、講演会、著述の出版、図書館の運営等を行うと同時に、教育論文、実践報告、国内外の教育情報、会報等を機関誌『教育公報』を通して発信していた。この活動規模の広がりには日清戦争後の国民的自覚の深化、国際社会での国威の維持伸張という対外政策の転換と連動していた。こうして帝国教育会は、文部省当局との親和的、翼賛的性格、地方教育会に対する事実上の教育情報発信源としての性格、そして、明治 30 年代から強められる教育改革の性格を帯びていた。

英語教授法研究部は、そうした性格を有する帝国教育会を母体として成立した。その発端は、イギリス人教育者 E. P. Hughes が帝国教育会で行

った英語教授法に関する講話であった。明治 30 年代における英語教授改革への渴望は、中等教員供給不足、英語教授の不満足な成果といった現状によって誰の目にも明らかであった。そういった背景も創設を後押しした。ところが、他方では教師の協会設立に異議を唱える人々もいた。彼らは官公立、私立、キリスト学校などで教鞭をとる「学者だけに皆夫々自家の見識あり自ら標示するところ高き人々」であって、自己の信念にしたがって「各々門戸を張って … 群雄割拠する」人々であった。彼らの異議は、商業上、外交上に有益な話すこと・聞くことを重視する近代語教授を志向する英語教授法研究部の性格そのものへの不快感の表明だったと思われる。

そうすると、英語教授法研究部での議論は、教授法の確立に向けてスムーズに進んだとは考えにくい。次の課題は、以上のような成立に絡む周辺の反応を念頭に置きながら、英語教授法研究部における英語教授法改革に向けた諸活動を詳細に分析していくことである。

注

- 1 帝国教育会編、帝国教育会五十年史、共同印刷、12 (1933) 参照。
- 2 同上資料、12 頁参照。
- 3 同上資料、14 頁参照。
- 4 同上資料、12 頁参照。
- 5 同上資料、145 頁参照。
- 6 通常会員数の推移は以下の通りである：2,197 人 (明治 29 年)、4,455 人 (明治 33 年)、4,694 人 (明治 34 年)、4,807 人 (明治 35 年)、1,674 人 (明治 36 年)、1,697 人 (明治 37 年)、不明 (明治 38 年)、1,650 人 (明治 39 年)、不明 (明治 40 年)。中野光監修、帝国教育会機関誌『教育公報』解説編、大空社、169 (1984) 参照。
- 7 同上資料、166-167 頁参照。
- 8 「同盟」による「教育会議」構想の背景については、次のような事実があったといわれている。「これは、山崎裕二の研究・調査 (未刊) によれば、すでに大日本教育会時代にあった二つの構想の対立が帝国教育会のあり方を規定していたことを意味したという。すなわち、一八九〇年五月に開催された「全国教育者大集会」において「全国ノ教育会ヲ一統シテ之ヲ大日本教育会ニ合併スル事」「現時各地方ニ在ル教育会ハ総テ大日本教育会ノ支部トシ其会員ハ皆大日本教育会員タル事」と

いう建議 (北海道松前教育会代表より) がなされていた、というし、翌一八九一 (明治二四) 年四月の「第一回全国教育連合会」においても大日本教育会の権限の優位を認める規則を定めたという。しかし、帝国教育会の時代に入った一八九七 (明治三〇) 年に開催された「第一回全国連合教育会」では、その「規則」において「全国連合教育会ハ帝国教育会及道庁府県台湾教育会ノ同盟ニ成ルモノトス」としたのであった。ここでいう「同盟」とは形式的には対等の関係であるものの、実際の運営においてはそれぞれが固有の役割を果たすことを意味したのであった。以後、帝国教育会については、後に述べるように法人登録にあたっては「中央機関」と称したが、規定面では「共同機関」という性格を一九二八 (昭和三) 年の改定までは変更することなく、したがって「教育公報」の時代の帝国教育会は、あくまで「帝国教育社会の共同機関」なのであった。」中野光監修、帝国教育会機関誌『教育公報』解説編、大空社、149 (1984) 参照。

9 帝国教育会編、帝国教育会五十年史、共同印刷、123 (1933) には、「中等教員講習所」の講習期間は「1 ヶ年」とある。一方、Hughes の講演直後の会長辻の挨拶には「2 ヶ年」となっている。本稿では辻の発言に依った。

10 中野光監修、帝国教育会機関誌『教育公報』解説編、大空社、170-171 (1984) 参照。

11 この変化は、明治 31 (1898) 年 11 月に帝国教育会の性格が「帝国教育社会ノ共同機関」へと変更されたことに対応したものとされている。これまで地方教育会の活動などを伝えることはめったになかったことだった。同上資料、174 頁参照。

12 設置された調査部会は、本稿で取り上げている「英語教授法研究部」(明治 35 年)の他、次の 8 つがある (括弧内は設置された年): 「学制調査部」(明治 33 年)、「国字改良部」(明治 32 年)、「美術部」(明治 35 年)、「漢文教教授法研究部」(明治 35 年)、「中学校教育調査部」(明治 39 年)、「訓盲調査部及聾啞調査部」(明治 40 年)、「通俗教育部」(大正 2 年)、「初等教育調査部」(大正 2 年)。帝国教育会編、帝国教育会五十年史、共同印刷、118-125 (1933) 参照。

13 中野光監修、帝国教育会機関誌『教育公報』解説編、大空社、174 (1984) 参照。

14 鶴橋の演説内容は掲載されておらず詳細を知ることはできない。大日本教育会編、報告 第四回総集会、大日本教育会雑誌、(53)、109 (1887b)、明治 20 年 4 月 17 日号参照。

15 ハウスクネヒトの指摘は、最初から「正音」を使った授業、いわゆる正則教授と、会話、読解、文法を有機的につなげて教授せよといった内容。大日本教育会編、教育学教師ハウスクネヒト氏此比東京府下ノ諸学校ヲ巡視セシ後左ノ意見ヲ口述セリト、大日本教育会雑誌、(59)、401 (1887a)、

明治 20 年 7 月 18 日号参照。

¹⁶神田による講話の筆記記録は、神田乃武、英語教授法、帝国教育会編、教育公報、(263)、14-20

(1902d)、明治 35 年 9 月 15 日号参照。神田は講話の冒頭で、「… 熟々吾邦の内て英語教授の模様を見るに其成績が、どうも面白くない、そこで外国へ行って見たならば、採って以て我が短所を補ふに足るべきものが、何か何所かに有りますまいかと考えて世界巡遊の途に上がりました」(14 頁)と留学の趣旨を説明している。そして、ドイツの教場で実際見聞した事柄を話すつもりだが、「其方法の可否如何と云ふ事や吾邦現在の有様ではどの位まで之を採用することが出来るかは忖云ふ事は一に諸君の御判断に任せやうと存じます」(15 頁)と述べ、参会者に対して英語教授法改革への自立的な態度を期待している。この西洋知識移入の態度に関連して、日本の英語教授法改革の状況について、「英語の教員は一人として昔し流の教へ方を主張するものはありませぬ若し之を唱えようならば忽ち其位地を失ふと云ふ勢であります正則教師、正則教師と云ふ呼声計りで変則という言葉は取りも直ほさず旧弊退歩拙劣と云ふ意味の言葉となりました」と総括し、明治政府も訓令を通してこの傾向を推進する立場をとっているが実態が伴っていない、一方、ドイツ政府の姿勢はむしろ保守的であり、依然新旧教授法の議論が活発である、この点は対照的であると考察している。

¹⁷ Hughes の経歴については、『英学新報』が Miss Hughes … is in Japan for only a short time making a special study of educational conditions here, to be embodied later in a “blue book” for the British government. She has taken two degrees at Cambridge University, and is the founder and was for some years principal of the Training College for Teachers at Cambridge’ として、Hughes の来日が視察旅行であったこと、英国ではケンブリッジ高等師範学校の設立者で校長を努めた人物であったことを伝えている。新渡戸稲造編、Contributions, 英学新報、1 (1), 3 (1901)、明治 34 年 11 月 15 日号参照。関連して、『中外英字新聞』によると、「同婦人(= Mary Brebner、筆者注)は Miss Hughes の教頭たりし Cambridge Training College に於ても学びたることあり」として、明治 39 年に岡倉由三郎が翻訳して日本に紹介した *The Method of Teaching Modern Languages in Germany*

(1904) の著者 Mary Brebner と Hughes が師弟関係にあったことを伝えている。さらに、「道理で Miss Hughes が先日帝国教育会に於て為したる英語教授法と Brebner の上記著述中に書いてある大概同一のやうだ」として Hughes の近代語教授観が Brebner に影響を与えていることを示唆している。磯辺弥一郎編、走馬燈、中外英字新聞、9 (13)、181 (1902)、明治 35 年 7 月 15 日号参照。

¹⁸ 『教育公報』第 262 号の新刊紹介欄に『ヒューズ嬢教授法講義』の紹介がある。これによれば、Hughes は滞在期間中に東京高等師範学校の嘱託に応じて十数回の講演を行っている。上記著書はその筆記記録である。帝国教育会編、新刊紹介欄、教育公報、(262)、頁なし (1902)、明治 35 年 8 月 15 日号参照。

¹⁹ Hughes の講話プログラムは以下の通り：
On the Teaching of English: the topics treated being:

- I. Sound versus sight in language learning
- II. The place of translation
- III. The function of the foreign teacher
- IV. The value of English literature

この構成で「教授の方法に付て七個條の要用の点」と「特別の改良法」を扱ったわけであるが、その「七個條の要用の点」とは実際には、(1) 英語教授の 2 種の目的、(2) 最終目的は *Thinking in English*、(3) クラス・サイズ、(4) 教授時間、(5) 外国教師の効用、(6) 教科書の意義、(7) 原書の重要性について、であり、一方の「特別の改良法」は、それらを実施する方法についてであった。筆記記録の全文は、E. P. Hughes、英語教授に就て、帝国教育会編、教育公報、(263)、20-26 (1902)、明治 35 年 9 月 15 日号参照。

²⁰ 同上資料、24 頁参照。

²¹ 同上資料、25 頁参照。

²² 同上資料、25 頁参照。

²³ Hughes は「特別の改良方法」として、本論で挙げた 3 点の他に、この会を通して会員に半年から 2、3 年間の英国留学の機会を提供すること、「中央図書館」を設置して情報源とすることにもふれていった。同上資料、25 頁参照。

²⁴ 帝国教育会編、英語教授法研究に関する協議、教育公報、(263)、51 (1902)、明治 35 年 9 月 15 日号参照。

²⁵ 同上資料、52-53 頁参照。

²⁶ 帝国教育会編、外国語教授法研究部設置に関する委員会、教育公報、(264)、33-34 (1902)、明治 35 年 10 月 15 日号参照。

²⁷ 正式名称は「帝国教育会外国語教授法研究部」であるが、参照した資料には「英語教授法研究部」と通称されているので本稿でもそれに倣う。

²⁸ 帝国教育会編、英語教授法研究部、教育公報、(265)、38-39 (1902)、明治 35 年 11 月 15 日号参照。

²⁹ その他の 4 つの条項については、同上資料、38-39 頁参照。

³⁰ 常議員の氏名は、帝国教育会編、役員嘱託、教育公報、(266)、33 (1902)、明治 35 年 12 月 15 日号参照。

³¹ 米田俊彦、結章、近代日本中学校制度の成立、東京大学出版会、261-270 (1992) 参照。

³² 帝国教育会編、英語教授法研究に関する協議、教育公報、(263)、52-53 (1902)、明治 35 年 9 月 15 日号参照。

参考文献一覧

- 磯辺弥一郎編, 明治三十五年の英語界, 中外英字新聞, 10 (1), 10 (1903), 明治 36 年 1 月 15 日号
- 磯辺弥一郎編, 英語教授法設立を祝す, 中外英字新聞, 9 (19), 264 (1902a), 明治 35 年 11 月 15 日号
- 磯辺弥一郎編, 帝国教育会の英語講演会, 中外英字新聞, 9 (13), 179-180 (1902b), 明治 35 年 7 月 15 日号
- 磯辺弥一郎編, 走馬燈, 中外英字新聞, 9 (13), 181 (1902c), 明治 35 年 7 月 15 日号
- E. P. Hughes, 英語教授に就て, 帝国教育会編, 教育公報, (263), 20-26 (1902), 明治 35 年 9 月 15 日号
- 英語青年, Important Lectures on the Teaching of English, 7 (16), 16 (1902), 明治 35 年 7 月 7 日号
- 神田乃武, 英語教授法, 帝国教育会編, 教育公報, (263), 14-20 (1902), 明治 35 年 9 月 15 日号
- 木戸若雄, 全国的規模の『大日本教育会雑誌』, 明治の教育ジャーナリズム, 大空社, 20-23 (1990)
- 近衛篤麿, 帝国教育会と地方教育会との関係, 帝国教育会編, 教育公報, (199), 13-14 (1897), 明治 30 年 9 月 5 日号
- 大日本教育会編, 教育学教師ハウスクネヒト氏此比東京府下ノ諸学校ヲ巡視セシ後左ノ意見ヲ口述セリト, 大日本教育会雑誌, (59), 401 (1887a), 明治 20 年 7 月 18 日号
- 大日本教育会編, 報告 第四回総集会, 大日本教育会雑誌, (53), 109-111 (1887b), 明治 20 年 4 月 17 日号
- 竹中龍範, 帝国教育会外国語教授法研究部のこと, 第 23 回日本英語教育史学会全国大会発表資料, 京都大会, 平成 19 年 5 月 20 日 (2007)
- 帝国教育会編, 帝国教育会五十年史, 共同印刷 (1933)
- 帝国教育会編, 役員囑託, 教育公報, (266), 33 (1902a), 明治 35 年 12 月 15 日号
- 帝国教育会編, 英語教授法研究部, 教育公報, (265), 38-39 (1902b), 明治 35 年 11 月 15 日号
- 帝国教育会編, 外国語教授法研究部設置に関する委員会, 教育公報, (264), 33-34 (1902c), 明治 35 年 10 月 15 日号
- 帝国教育会編, 英語教授法研究に関する協議, 教育公報, (263), 50-53 (1902d), 明治 35 年 9 月 15 日号
- 帝国教育会編, 英語教授法研究に関する協議会, 教育公報, (262), 33 (1902e), 明治 35 年 8 月 15 日号
- 帝国教育会編, 評議員会, 教育公報, (262), 33 (1902f), 明治 35 年 8 月 15 日号
- 帝国教育会編, 新刊紹介欄, 教育公報, (262), 頁なし (1902g), 明治 35 年 8 月 15 日号
- 帝国教育会編, 英語教授法講演会, 教育公報, (261), 47-48 (1902h), 明治 35 年 7 月 15 日号
- 帝国教育会編, 会告, 教育公報, (183), 1 (1896), 明治 29 年 11 月 15 日号
- 中野光監修, 帝国教育会機関誌『教育公報』解説編, 大空社 (1984)
- 新渡戸稲造編, Contributions, 英学新報, 1 (1), 3 (1901), 明治 34 年 11 月 15 日号
- 米田俊彦, 結章, 近代日本中学校制度の成立, 東京大学出版会, 261-270 (1992)